

山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、県内の産業廃棄物処理業者が行う環境保全や地域貢献等の取り組みを評価し、格付け、公表することを通じて、産業廃棄物処理業者の資質向上を図り、産業廃棄物処理業に対する県民理解を増進させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 産業廃棄物処理業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項の規定により山梨県知事（以下「知事」という。）から許可を受けている者をいう。

(2) 特定不利益処分

廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する不利益処分をいう。

(3) 優良産廃処理業者

廃棄物処理法施行令（昭和46年政令第300号）第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号、第6条の14第2号に掲げる者をいう。

第2章 格付け

(格付けの申請)

第3条 格付けを受けようとする産業廃棄物処理業者は、別に定める方法により、許可の種類ごとに知事に申請する。

2 格付けを受けようとする産業廃棄物処理業者は、次に掲げる事項すべてに該当していなければならない。

(1) 山梨県内に事業所を有しており、申請時点で山梨県内での処理実績が3年以上であること

(2) 過去5年にわたり、特定不利益処分を受けていないこと

(3) 過去5年にわたり、山梨県から廃棄物処理法に係る文書勧告を受けていないこと

(4) 廃棄物処理法施行規則第9条の3第8号に規定する法人税等及び社会保険料、

労働保険料の滞納がないこと

3 格付けの申請は許可の申請時とする。ただし、次に該当する場合は、許可の有効期間内において申請を行うことができる。

(1) 格付けを受けていない者が格付けを受けようとするとき

(2) 格付けを受けた者が、再度格付けを受けようとするとき（許可の有効期間内に1回に限る）

(格付けの判定)

第4条 知事は、次項の規定により申請者の環境保全等の取り組み状況を審査し、格付けの判定を行う。

2 格付けの判定は、別表1により定める評価項目の適合状況を審査し、その適合数に応じて、別表2に定める方法により行う。

(1) 環境保全や安全対策の取り組み

(2) 廃棄物処理に関する啓発活動

(3) 地域活動・地域貢献等

(4) 事業の透明性

(5) 財務体質の健全性

3 格付けの有効期間は、当該格付けに係る許可の有効期間とする。

4 知事は格付けの判定結果を別に定める方法により通知する。

(格付けの取り消し等)

第5条 知事は、格付けを受けた者が次に掲げる事由に該当する場合は、格付けを取り消すこととする。

(1) 特定不利益処分を受けた場合

(2) 山梨県から廃棄物処理法に係る文書勧告を受けた場合

(3) 第2条第1号に係る許可の取り消し、廃止、失効があった場合（当該許可に係るものに限る）

(4) 偽りその他不正の手段により格付けを受けた場合

2 前項の規定（第3号を除く）により格付けを取り消された産業廃棄物処理業者は、取り消された日から起算して5年間は、第3条第1項の格付けの申請を行うことができないものとする。

(公表)

第6条 知事は格付けを受けた者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）等、別に定める項目について記載した名簿を、県ホームページで公表するものとする。

第3章 雑則

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、格付けに関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

2 この要綱は、令和3年1月19日から施行する。